

契 約 書 (案)

一般財団法人広島県環境保全公社を甲とし、〇〇〇〇株式会社を乙として、甲と乙は、次のとおり賃貸借契約を締結した。

(目的)

第1条 乙は、その所有する次の車両（以下「車両」という。）をリースし、これに伴うメンテナンスサービスを提供し、甲は乙に対して賃借料（メンテナンスサービス料を含む。）を支払うものとする。（詳細な内容については、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり）

1 車 種	スズキ ジムニー
2 型 式	〇〇〇〇
3 数 量	1 台
4 設置場所	一般財団法人広島県環境保全公社 箕島管理事務所 駐車場 (福山市箕沖町 107 番 1)

(賃貸借の期間)

第2条 この契約の期間は、令和5年〇月〇日（車両登録日）から令和10年〇月〇日（60か月後の日の前日）までとする。

(特約事項)

第3条 この契約は、令和5年度以降において甲の収支予算の金額について、減額又は削除があった場合は、甲は契約を解除することができるものとする。

(賃借料)

第4条 貸付物件の賃借料は、月額金〇〇〇〇〇円（税抜き価格〇〇〇〇〇円、消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）〇〇〇〇〇円）とする。

(賃借料の支払い)

第5条

次に掲げるいずれかの方法によって、甲は賃借料を支払う。

- (1) 乙は、1か月ごとにその期間満了後の賃借料を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払うものとする。
 - (2) 乙は、各月ごとの賃借料の一覧表を別途甲に提出するものとし、甲は、契約時に口座振替用紙に記入した口座による各月ごとの引き落とし(初回のみ2か月分)によって、賃借料を支払う。(毎月自動引き落とし)
- 2 甲が、前項の支払期日までに乙に対して賃借料等を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じ、算定対象期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で算定した遅延利息を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(車両の引渡し)

第7条 甲への車両の引渡しは、乙が自動車登録完了後、仕様書に定める借入場所において行うものとする。

- 2 甲は、車両の引渡しを受けた後、3日以内にこれを点検し、本契約の内容に適合していることを確認するものとする。

3 甲は、車両の品質等が本契約の内容に適合していない（以下「車両の品質等の不適合」という。）場合には、前項に規定する期間内に乙に書面で通知するものとする。甲がこの通知を怠ったときは、車両は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

（車両の品質等の不適合）

第8条 車両に前条第3項の車両の品質等の不適合があった場合は、甲は、車両の保証書に従い、車両の製造者又は販売者から担保責任の履行を受けるものとする。この場合、乙は、甲のそれらの者に対する請求又は権利行使につき、可能な協力を行うものとする。

（車両の使用、保管）

第9条 甲は、車両を使用するに当っては、法令及び諸規則に従い、日常点検整備を行い、安全運転に努めるものとする。

2 甲は、車両を仕様書に定める借入場所で保管するものとし、書面により乙の事前の承諾を得なければ、その変更はできないものとする。

3 甲は、甲の責任で甲の職員などの特定の者に車両を使用、保管等させることができる。この場合、甲は、当該使用者にこの契約の各条項を承認させ、遵守させるものとする。

4 甲は、乙が車両の保管及び使用状況を調査するため、保管場所への立入り又は説明若しくは資料の提供等を求めてきたときは、異議なくこれに応じ、又、乙が求めたときはいつでも車両の所在を明らかにし、乙に車両を確認させるものとする。

（原状の変更）

第10条 甲は、車両の改造、模様替え、規格、性能及び仕様の変更並びに他の物件を取り付ける等の行為を行おうとするときは、あらかじめ書面により乙の承諾を得ることとする。

2 前項の行為を行った場合（承諾を得ない場合を含む。）、乙の要求があったときは、甲は無償でその効果を乙に帰属させるものとする。

（譲渡禁止及び権利保全）

第11条 甲は、車両又はこの契約上の地位を他に譲渡すること、車両を第三者に使用させること、その他乙の権利を侵害する一切の行為を行わないものとする。

2 甲は、車両について第三者から侵害がないよう保全するとともに、侵害があった場合は、直ちに乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとする。

3 乙がその権利を保全するため必要な措置を取ったときは、甲は乙の支払った一切の費用を負担するものとする。

4 甲は、車両の占有を侵奪されたときは、直ちに乙に通知し、乙とともに紛失届け又は盗難届けを所轄の警察署に提出するものとする。

（事故処理）

第12条 甲は、車両に事故が発生したときは、速やかに乙の定める内容に従い、事故報告書を乙に提出するものとする。

2 車両が事故により損傷した場合は、甲は遅滞なく甲の負担により修理するものとする。

（賠償責任）

第13条 甲は、車両（提供を受けた代車を含む。）の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、又は第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、又は解決するものとする。

（車両の滅失、毀損、契約の終了）

第14条 車両の返還までに生じた車両の滅失、毀損等についてのすべての危険は、甲が負担するものとする。ただし、通常の使用に伴う減耗、損耗はこの限りでない。

2 車両が滅失（修理が不可能な場合を含む。）し、又は甲がその占有を失ったときは、甲は、残存賃借料全額と定率償却法に基づく賃貸借期間満了時の車両簿価額の合計額から、仕様書に定める乙負担の費用等のうち未発生分相当額を差し引いた額を損害金として乙に支払うものとする。

3 前項の場合において、甲が支払うべき損害金の支払完了と同時に、当該車両の契約は終了するものとし、乙は当該車両を廃棄するとともに登録を抹消するものとする。

（費用負担）

第15条 甲は、任意自動車保険料を負担し、乙は、仕様書に定める費用を負担するものとする。

2 第2条第1項の賃貸借期間中に、前項の乙負担費用が変動した場合又は新たな公租公課の負担が生じた場合の取扱いは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（契約違反）

第16条 甲が第4条に定める月額賃借料の支払を怠った場合その他この契約に違反した場合、乙は、次の各号に掲げる行為の全部又は一部を行うことができる。

- （1）賃借料又はその他一切の費用の全部又は一部の即時の弁済の請求
- （2）車両の引揚げ、一時引渡し又は返還の請求
- （3）この契約の解除と損害賠償の請求

2 乙が、前項第1号又は第2号に規定する行為をとった場合でも、この契約による甲の義務は免除されない。

（車両の返還）

第17条 第2条の賃貸借期間が満了した場合、又は前条第1項により乙から車両の返還を請求された場合は、甲は、乙の指示に従って返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

2 前項の規定により車両が返還された場合であって、車両若しくはその付属品に通常の使用による損耗以外の損傷があったとき、又は改造、模様替等による価値の減少があったときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

（メンテナンスサービス）

第18条 乙は、第2条の賃貸借期間中、車両について、仕様書に定めるメンテナンス（以下「メンテナンス」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げる事項及び仕様書に定めるメンテナンス対象外事項はこの限りでない。

- （1）甲が法令で定められた日常点検整備を怠ったことに起因する修理等
- （2）甲の故意又は重大な過失に起因する修理等
- （3）甲が乙又は乙指定の整備工場不了解を得ず、他の整備工場において独自で行った整備等

2 メンテナンスは、甲乙協議の上で決定した乙指定の整備工場が実施するものとし、乙は、甲がメンテナンスを受ける場合は、事前に当該整備工場及び甲に連絡するものとする。

3 メンテナンスに係る基準は、乙が別途定めるものとする。なお、乙は、道路運送車両法の整備基準の変更に応じて、メンテナンスに係る基準を変更することができるものとする。

（代車提供）

第19条 メンテナンスのうち代車提供とは、メンテナンスである法定点検整備、継続検査整備又は故障修理の実施に要する時間が48時間以上であることが見込まれる場合に、

乙が、乙の選定した代車を甲に提供することをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、乙は、代車を提供しないものとする。

- (1) 盗難の場合
- (2) 被害事故で相手当事者から代車提供される場合
- (3) 走行上支障のない箇所の修理のため必要な部品の入庫を待つ場合
- (4) 年末年始、ゴールデンウィーク、盆休み等の連休の時期で、代車手配が物理的に不可能な場合

3 第1項の代車の車種、積載量、付保されている保険金額等は、この契約に基づく車両のそれらとは異なる。

4 甲は、第1項の代車をこの契約条項に従って運行及び使用するものとする。

(損害賠償)

第20条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(消費税等)

第21条 甲が乙に支払う消費税等は、賃貸借料の合計額の10%（小数点以下切り捨て）とし、甲は乙に対して、第5条に定めた料金の支払い条件で支払うものとする。なお、消費税等率の改定が施行された場合は、消費税等率を新税率に改めるものとする。

(契約の解除)

第22条 甲又は乙は、相手方がその責めに帰すべき事由により、この契約に定める責務を履行しないときは、契約を解除することができる。

2 前項の場合においては、甲又は乙は、相手方に対し損害の賠償を請求することができる。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(実地調査など)

第24条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し業務の状況及び業務に従事する者に係る次に掲げる事項などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に係るものに限る。）をすること。
- (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

2 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

3 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第25条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、甲が業務の未履行分に相当する委託料として定める額につき年14.5パーセント（ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した金額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第6条第1項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年2.7パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約の解除)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 正当な理由なく第24条第1項に規定する報告の求めに応じず、又は調査に協力しないとき。

(5) 第24条第1項に規定する業務に従事する者に係る報告又は調査において、法令違反が判明し、当該違反が過失以外の場合であるとき、又は当該違反について是正されないとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、賃貸借期間に係る賃借料合計額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

第27条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項におい

て単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 前条第2項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第28条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第26条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。(暴力団等からの不当介入の排除)

第29条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第30条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではな

い。

(秘密の保持)

第31条 乙は、この契約の履行に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。
また、この契約が終了した後においても同様とする。

(疑義の解決)

第32条 この契約の履行について疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和4年〇月〇〇日

甲 広島市中区中町8番18号
一般財団法人広島県環境保全公社
理事長 森 永 智 絵

乙 広島市中区基町〇〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○